

## 目 次

### 公平委員会規則

ページ

- 2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則… 1

## 公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 25 年 6 月 3 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

### 新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項中

「

長 部 局	総合政策監、課長、主幹
	福祉事務所長 総務課の課長補佐、人事係長、人事系の調査員及び秘書係長 行政改革課の課長補佐及び行革推進係長 財務課の課長補佐及び予算係長
	会計管理者

を

「

長 部 局	総合政策監、課長、主幹
	福祉事務所長 総務課の課長補佐、人事係長、人事系の調査員 総合政策課の秘書係長 行政改革課の課長補佐及び行革推進係長 財務課の課長補佐及び予算係長
	会計管理者

に改め、

同表 8 の項中

「

地域食材 供給施設	支配人
公民館	館長
産業文化会館	館長
勤労青少年 ホーム	館長

を

」

「

公民館	館長
産業文化会館	館長

に改め、

」

同表 9 の項中「課長、室長」を「事務管理監、課長、室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。